

朝の会議事録（開催日：2016年1月23日）

1. 役員より

1) 会計士契約について

➤ 来年度の会計士契約について以下の説明があり、質疑応答が行われた。

- 現会計士の来年度以降辞退をうけ、2016年度より新しいセンター外の会計士を依頼する必要がある。これにより第三者の専門的なアドバイスも受けられる。現在交渉中の新会計士は下記のとおり。
Ms. Ronika Khanna (Montreal Financial)
- 新会計士への依頼内容を下記二案で検討中であり、本会でどちらで契約するか決議を取りたい。それぞれの案の利点欠点は下記のとおり。
- A案： T4A発行+オンラインタックス申請（年額約3000ドル）
A案の場合、簿記への記載は指定された会計ソフトを使用し、会計担当役員が実施する。3000ドルに会計ソフト代金が含まれている。毎年かわる役員の経験不足により、簿記への入力ミスが起こる可能性は否定できず、その場合、会計士が訂正をする必要がある。その訂正の仕事量によっては、次年度以降の会計士年間契約料が増える可能性がある。
- B案： T4A発行+オンラインタックス申請+簿記記載（年額約4000ドル）
B案の場合、少し高額となるが会計士とのコンサルティング料が含まれているため、相場と比べるとかなりリーズナブルである。上記の役員の経験不足によるミスが防げるという利点がある。また、センター生徒数増加により役員の仕事が複雑化しており、B案を選択することは、専門家に依頼することで経営シンプル化が図れ、長期的に見てセンター全体での利益が大きいと考えられる。
- 会計士の外注に伴い、授業料の値上げが必要となるのでは？
→ 授業料の値上げは検討中であるが、会計士だけに関連してというのではなく、賃貸料の変更等、他の理由があり、総合的に授業料の値上げが検討されている。
- B案にした場合、役員の会計担当の仕事はどうなるのか？
→ 主に小切手を切ること、レシートを取り纏めること、会計士と交渉が会計担当の仕事となる。

➤ 保護者で決議を採り、会計士契約については、総括的なB案での実施とすることが合意された。

2) 役員 T4A 発行及び手当てについて

➤ 次年度より、役員手当ての仕組みを変更し、会計法上正しい方法で役員に支払いをするという事で T4A 発行に切り替えたい旨、役員より説明があり、質疑応答が行われた。

- これまで T4A を役員に発行できなかったのは、T4A の発行部数を 50 枚に抑える必要があったためである。センターのように、T4A Summary を Online で申告をしない場合、T4A の発行部数は 50 枚に抑えなければならず、50 名近い教員を抱えるセンターでは、その限度数を超えないようするため、役員で T4A 発行部数を調整していた。ただし、今後は、新会計士との契約で、この申告を Online でする予定のため、T4A 発行部数を制限する必要はない。

- 過去には、50000 ドルの「収入」がある NPO は消費税をかけられるという原則がセンターにも適応されるであろうという見解、そして「貯蓄」が 50000 ドルの以上あれば NPO 資格と失うのではないかという誤解があり、消費税免除のために、役員手当を給与で払うのではなく、授業料免除という形にして、収入を抑える対策が採られていた。しかし、大多数の生徒が 14 歳未満の児童であるアクティビティのサービスを主とする NPO は消費税が免除となるので、本問題については、考慮する必要がない。
- T4A を受け取るにより個人で経費申請が可能となり役員としてのメリットが増える。
- T4A を発行することで、会計法上の違法性が解消できる。（会計法上では年度内で収支を一致させる必要がある為、任期内で採算できない翌年持越しは違法となるほか、収入(受講料)と支出(役員への謝礼金)を相殺した金額を計上することも違法である。）
- 経営者となる役員が T4A 発行できるのか？誰と誰が契約することになるのか？
→センターは法人登録されており、法人が役員と契約をすることには何の問題もない。契約書については、大まかには教員と同じ形で考えている。
- T4A を発行し、役員と契約するという事は、役員はセンターの日、必ず出席する義務が発生するのは？役員が欠席の再、教員同様に代替を立てる必要があるのでは？
→役員は、センターの日だけに留まらず、実際には、センター活動時以外にも多くの時間を使用して当該の仕事をしている。その点から考えて、臨機応変に対応する必要があると考えられる。

<T4A の必要性和平行し役員手当の変更の検討>

- 現在の役員手当は、子供二人分の年間授業料が免除（約 600 ドルの免除）となっており、一人しか子供の居ない役員は翌年以降持越しで免除となっている。但し、任期内に清算する為ギフトカードが支払われていた年もある。
 - 契約形態を教員同様 17 ドル/時給として（年間約 1000 ドル）今後役員選出の際に希望者が増えることを期待している。
- 様々な意見が出されたが、T4A 発行及び役員手当変更について合意という最終結論には至らなかった。
- ただし、「契約雇用にするかどうか及び役員手当変更について」のアンケートを実施することで合意し、当該アンケートを通じて本案件についての保護者全体の意見を調査することとなった。
（但し、アンケートは T4A について賛成か反対かだけでなく、意見を述べられる形のアンケートとする。また、T4A についての説明もアンケートに記載することとする。）
- アンケート結果をもとに、次回の朝の会で引き続き本件を議論することとなった。

3) センター Web 機能向上について

- センター HP の Web 機能向上を図ることが以下のとおり提案され、質疑応答が行われた。
- 現在、学校登録業務はすべて手作業で行われているが、Web 機能向上をすることで、オンライン登録や、最終的には支払い等も可能となるよう改善したい。
 - 特にオンライン支払いが可能となれば、日本に帰国、病気、家族の都合で支払いや登録が難しいなど現在不便と思われることが解消される。
 - 生徒数の増加に伴い、センターでは役員の仕事が複雑化し、事務処理も増大している。この Web 機能向上により、オンライン上で行われることが増えるため、それら事務処理が簡素化できる。また、オンライン申請等ができることになれば、保護者側も毎回紙ベースでの書類の提出がなくなるため、保護者側の手間も減ることが予想される。

- Web改善の費用はかなりの額が想定されているため、5000ドルの余剰金ではなく、現在保有する貯蓄を使用して行いたい。また、見積もりについては、今後開示していきたい。
- Web機能向上については、「興味がある」若しくは「賛成」の声が多数聞かれたが、本朝の会では合意までにはいたらなかった。
- 本件も後日、アンケートを実施して、保護者全体の総意を押し量ることとする。
- アンケート結果をもとに、次回の朝の会で引き続き本件を議論することとなった。

4) ベビーシッター係の新設について

- ベビーシッター係りの新設について、下記のとおり提案され、質疑応答が行われた。
 - 来年度はベビーシッター依頼が増加することが予想（約8名）されており、現在のままの週当番（4名～5名）では、増加する8名のベビーシッターをすることは不可能である。
 - 役員側では、外部からのベビーシッター契約も検討したが、契約の複雑性、責任問題と安全問題等を総合的に考えた結果、内部ボランティアでのベビーシッター係の方が望ましいと考えた。
 - 現在の想定としては、15-18人ほどベビーシッター係を選出し、3人のローテーションで、年間6回程度ベビーシッターが回ってくる計算となる。また、本ベビーシッター係はクラス内の掃除当番、週当番免除とすることが検討されている。
 - 空いている教室一室をベビーシッター用教室とし、戸を締め切ることで、子供たちが外に出るのを防ぐなど、安全面に考慮することが検討されている。
- 「ベビーシッター係をやりたい人がそれほどいないのではないか？」「外部契約がいいのではないか？」「週当番のままにしておくか？」という様々な意見が聞かれたが、特定の案に合意という最終結論には至らなかった。
- 本件も後日、アンケートを実施して、保護者全体の総意を押し量ることとする。
- アンケート結果をもとに、次回の朝の会で引き続き本件を議論することとなった。

5) 余剰金 \$5000 使用用途について役員より報告

- 過去3年間の余剰金（累計約\$5000ドル）の使用用途について、前回の保護者会後に役員側で提出された全案を検討した。その結果、可動式本棚（本棚の劣化、本収納冊数の増加）、コピー機（老朽化）、スピーカー（ただし、スピーカーはリコールがでているとのことで、返品交換の可能性大）を購入したいと考えている旨、報告があった。
- 保護者より異議はなく、この優先順位での物品の購入が合意された。

2. 3学期改善係による活動内容の確認

別添ファイルを参照のこと

3. 行事報告 運動会係より

別添ファイルを参照のこと